

KAMの記載、「その他の記載内容」など 監査基準の改訂等に伴う 監査報告書の変更ポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 永江 孝幸

- 【この章のエッセンス】
- 2021年3月期以降の金融商品取引法監査の監査報告書に「監査上の主要な検討事項」が記載される。
 - 2022年3月期以降の監査報告書に「その他の記載内容」が記載される(2021年3月期から早期適用可)。
 - 監査報告書の情報価値向上により、企業の開示の充実とあわせて、財務諸表利用者と企業との対話の促進が期待される。

はじめに

近年、「監査基準」が段階的に改訂

されている。監査基準は、わが国の公認会計士(監査法人を含む)が財務諸表監査を実施するにあたり遵守することが求められている規範である。近年の監査基準の改訂においては、かねてより監査の内容が財務諸表利用者からみえにくいとの指摘がなされていたなかで、国際的な監査の動向も踏まえて、わが国における監査の透明性を向上させるとともに、監査報告書の情報価値を高めることが主たる目的とされている。近年の監査基準の改訂状況は、図表1のとおりである。

さて、財務諸表監査の実施と監査報告書による監査意見の表明は、監査人である公認会計士が独立の立場で行うものである。しかしながら、監査基準の改訂が意図する監査報告

書による情報価値の向上のために、監査人における財務諸表利用者に対する監査に関する情報の充実の取組みのみにとどまらず、企業にお

(図表1) 近年の監査基準の改訂(企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」の公表)

公表日付	本章で使用する略称	主な改訂内容
2018年7月5日	2018年改訂監査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載 ▶ 報告基準に関わるその他の改訂
2019年9月3日	2019年改訂監査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査報告書の意見の根拠の記載 ▶ 守秘義務
2020年11月6日	2020年改訂監査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査報告書における「その他の記載内容」に係る記載 ▶ リスク・アプローチの強化

監査報告書の記載の見直しの背景

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

わが国では監査基準設定当初より、監査報告書は、監査の結果として、財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段であることから、そ